

「防府市消防団応援の店事業」に関するQ & A（事業所等向け）

Q 1 防府市消防団応援の店（以下「応援の店」という。）の登録申込みはどこでできますか？

A 1 応援の店の登録申込みは、防府市消防本部消防総務課消防団係で受け付けています。提出は、郵送のほか、ファックス、電子メールのいずれでも構いません。到着後、こちらから担当者宛てにご連絡します。

Q 2 サービスの内容やサービスの対象者はどのように決めれば良いのですか？

A 2 事業所及び店舗などの皆様でご自由にご設定していただけます。なお、市から補助や費用補填がないため、サービスの内容やサービスの対象者については無理のない範囲でご協力をお願いします。

サービスの内容の一例

代金割引、ドリンク1杯無料、ポイント〇倍、粗品進呈等

サービスの対象者の一例

消防団員、消防団員とその家族、消防団員と同伴者〇名

※「消費税サービス」、「消費税分還元」、「消費税相当分ポイント付与」など、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を与えるものは法律で禁止されていますのでご注意ください。

Q 3 登録に費用はかかりますか？

A 3 登録には費用はかかりませんが、サービスの提供にかかる費用は、応援の店にご負担いただきます。

Q 4 サービスの内容やサービスの対象者は、途中で変更できますか？

A 4 サービスの内容やサービスの対象者は、いつでも変更できます。変更する場合は、「防府市消防団応援の店登録変更・廃止届」を防府市消防本部消防総務課消防団係にご提出してください。提出は、郵送、ファックス、電子メールのいずれでも構いません。

Q 5 応援の店であることをPRしたいのですが…

A 5 応援の店であることを、事業所や店舗などのホームページやチラシなどでPRされても構いません。なお、掲載いただく際には、事前に内容を確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

Q 6 応援の店の表示証が傷んでしまったらどうすれば良いですか？

A 6 表示証は、いつでもお送りいたしますので遠慮なく消防本部消防総務課消防団係にお申し付けください。

Q 7 応援の店としてサービスの提供以外に消防団を応援することはありますか？

A 7 消防団に関する事業の広報（チラシの配架、ポスターの掲示等をいう。）に可能な範囲でご協力をお願いします。

「防府市消防団応援の店事業」に関するQ & A（団員向け）

Q 1 防府市消防団応援の店事業の目的は何ですか？

A 1 防府市内の事業所及び店舗などが、防府市消防団員に一定のサービスを提供することで、消防団を地域ぐるみで応援し、消防団への理解を深めることにより、消防団員の確保と地域防災力の向上を図ることを目的にしています。

Q 2 いつからサービスを受けることができますか？

A 2 平成31年4月1日から受けることができます。

Q 3 利用証を紛失した場合はどうすれば良いですか？

A 3 消防本部消防総務課消防団係まで届け出てください。

Q 4 利用証を忘れた場合は、サービスを受けることはできますか？

A 4 利用証を忘れた場合は、基本的にサービスを受けることができません。サービスを受ける場合には、利用証の呈示が必要となります。なお、利用証は、消防団応援の店（以下「応援の店」という。）が提供するサービスを受ける目的以外で使用することはできません。

Q 5 応援の店のサービスの内容等はどうやって確認すれば良いですか？

A 5 サービスの内容等を記載した防府市消防団応援の店一覧（以下「応援の店一覧」という。）を作成し、防府市のホームページ（消防本部消防総務課）で公表するとともに、当該一覧を消防団員に配布しますのでご確認ください。

Q 6 応援の店一覧の内容に不明な点があった場合、どうすれば良いですか？

A 6 事前に直接、応援の店にお問合せください。

Q 7 消防団員のみがサービスを受けられるのですか？

A 7 利用証を呈示した消防団員のみがサービスを受けられます。消防団員の家族や同伴者も利用できる場合がありますので、防府市のホームページや配布した応援の店一覧でご確認ください。それでも不明な場合は、直接応援の店にお問合せください。

Q 8 サービスの内容やサービスの対象者等は、変更になることがありますか？

A 8 応援の店に登録した事業所等の都合で変更する場合があります。防府市のホームページでお知らせしますので、利用前にご確認ください。